

# 公園緑地等設計業務共通仕様書

令和6年4月

横浜市みどり環境局

## 目 次

第1章 総 則	1
第1条 適用	
第2条 用語の定義	
第2章 計画・設計一般事項	1
第3条 与条件の確保及び調査	
第4条 計画・設計基準	
第5条 設計内容の検討及び確認	
第6条 計画・設計の資料	
第7条 材料・工法の選定	
第8条 工事費算定資料	
第9条 設計協議	
第10条 照査の実施	
第3章 設計細則（基本設計）	3
第11条 作業内容	
第4章 設計細則（実施設計）	4
第12条 作業内容	
第5章 設計細則（施設更新等に伴う図面作成）	6
第13条 作業内容	
第6章 必要に応じて計上する作業	7
第14条 区分	
第7章 成果品の提出	8
第15条 成果品の提出	
第16条 実施設計図書の分割	
第8章 準拠すべき図書等	9
第17条 準拠すべき図書等	

## 公園緑地等設計業務共通仕様書

### 第1章 総 則

#### 第1条 適用

- 1 この仕様書は、公園緑地等設計業務に適用する。
- 2 業務委託はそれぞれの内容に応じ、本仕様書の定める仕様に従い履行する。
- 3 本仕様書に定めのない事項については、土木設計業務共通仕様書（横浜市）による。
- 4 仕様について、本仕様書と特記仕様書の記載が異なるときは、特記仕様書を優先する。

#### 第2条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、土木設計業務共通仕様書（横浜市）「用語の定義」による。

### 第2章 計画・設計一般事項

#### 第3条 与条件の確認及び調査

受託者は、設計の検討作業に先立ち、監督員より貸与を受けた図面及びその他関係資料との整合性及び施工するまでの障害の有無の確認、また、対象となる公園の周辺環境や利用状況等を充分に把握するために現地調査を行わなくてはならない。なお、調査に伴う平坦地における簡易な測量（計測等）は本委託に含むものとし、現地調査の結果、監督員より貸与された図面との相違が大きい場合は監督員へ報告し、協議を行うものとする。

また、受託者が作成した実施設計図面は、成果品として提出する前に現場との矛盾がなく、施工が可能であることを確認した上で、第9条に定める成果納入時の設計協議を行うこと。

#### 第4条 計画・設計基準

受託者は、契約図書及び本仕様書「第17条 準拠すべき図書等」に基づき、設計業務を行うものとする。

#### 第5条 設計内容の検討及び確認

設計の検討対象設計物について、設計意図、利用、コスト、維持管理、バリアフリー、遊具の安全領域、施工の難易度等の面から、施工位置、細部構造、形状寸法、材質、工法等を充分に比較・検討を行うこと。

バリアフリーの基準については、「第17条 準拠すべき図書等」第1項の「（1）公園緑地設計指針」に掲載されている公園バリアフリー基準適合チェックシートを使用し、監督員と協議の上、設計内容の確認を行わなくてはならない。また、遊具の選定にあたっては、遊具選定チェックシートを必要に応じて活用すること。特に複合遊具については、遊具選定チェックシートを使用して遊具を選定しなければならない。

#### 第6条 計画・設計の資料

受託者は、計画・設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して監督員に提出しなければならない。

## 第7条 材料・工法の選定

受託者は、設計に使用する材料・工法の選定において、関係者との協議事項、施工箇所の状況その他関係条件を検討のうえ、工事の難易、経済性、周辺への影響等を考慮すること。また、工法決定にいたるまでの検討工法の種類、コスト比較、施工の難易度、周辺への影響等についての検討を行った工法比較検討書を作成しなければならない。

なお、特殊な材料、工法、又は特許に関するものを採用する場合は、その見本または説明書を監督員に提出すること。また、材料選定の原則として、公園緑地施設標準図集の中から行うものとする。それ以外のものについては、監督員と協議、決定の上、必要な材質や規格等の条件を明示し、各図面に記載すること。

## 第8条 工事費算定資料

工種ごとの工事費算定資料は市販の物価資料、見積書、各種の事例等を参考にしながら作成し、見積りを取得する場合は前提となる条件を設定したうえ、原則として3社以上から取得し、一覧表（見積書発行会社連絡先も記載）を作成すること。なお、見積りを取得する際は、監督員の承諾を得ること。

## 第9条 設計協議

業務の主要な区切りにおいて、監督員と行う打合せ・協議を発注課の打合せスペースあるいは現場等で行う。受託者は、その内容について相互に確認を行うために書面に記録をまとめなければならない。また、中間時の設計協議の日程に関しては、特記仕様書に定められた日付あるいは監督員との協議による。ただし、進捗状況の報告、設計条件等の確認は電子メール等で隨時行うこと。

- ・業務着手時 業務の方針及び条件等の詳細についての打合せを業務計画書等を用いて行う。
- ・中間時 現地の状況や地元要望を踏まえて、再度業務の方針及び条件等の協議を行う。
- ・成果納入時 成果品が協議内容に基づいているか確認を行う。必要に応じて、現地との整合性について、監督員と共に現地確認を行うこと。

## 第10条 照査の実施

受託者は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなくてはならない。

なお、照査の実施にあたっては、成果品の品質を確保するための計画として、業務計画書へ照査を行う時期等についても記載すること。

照査を行った結果については、わかりやすく確認結果を示し、成果品へまとめること。

## 第3章 設計細則（基本設計）

### 第11条 作業内容

基本設計は、対象地における公園等の機能・性格・理念・テーマ等を基に設計条件との整合を図り、技術的及びデザイン的、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行う。供給処理設備については、各系統図や容量あるいは流量の計算を行う。

また、次の照査を行う。

- ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ② 設計方法や設計手段の妥当性の照査
- ③ 成果品の内容の適正照査

ただし、各業務委託の作業内容については、別に定める特記仕様書により、本章の内容について一部変更または省略することがある。また、詳細な内容は監督員との協議により定める。

#### (1) 与条件の確認及び検討と照査

前提条件及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討し、各作業の照査を行う。

- ア 与条件や上位計画の把握と整理
- イ 各種設計条件の整理と確認
- ウ 各種設計基準の抽出と適用の確認
- エ 現地詳細調査(設計対象地とその周囲)  
(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備、など)

#### (2) 諸施設の検討及び設定と照査

(1) に基づき、個々の施設について、位置、規模及び内容を検討し、その概略構造を設定し、各作業の照査を行う。また、材料の選定や必要に応じて「第5条 設計内容の検討及び確認」に定めるチェックシート等を活用すること。

- ア 基本計画内容の整合性確認
- イ 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ウ 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- エ 造成基本方針の検討と設定
- オ 植栽基本方針の検討と設定
- カ 供給処理設備基本方針の検討と設定（各種協議申請が可能なもの）
- キ 整備水準・目標工事費の検討と設定
- ク 維持管理基本方針の検討と設定

#### (3) 基本設計図の作成及び照査（地元説明資料として用いることができるもの）

- ア 実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- イ 造成計画平面図の作成
- ウ 施設計画平面図の作成
- エ 植栽計画平面図の作成
- オ 供給処理設備計画平面図の作成
- カ 主要断面図の作成
- キ 主要施設の構造イメージ図の作成

(4) 概算工事費の算出及び照査

社会標準単価に基づいた概算工事費を算出し、根拠及び算出した数量等について照査を行う。

(5) 基本設計説明書の作成及び照査

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成をし、適切にまとめられているか照査を行う。

## 第4章 設計細則（実施設計）

### 第12条 作業内容

基本設計等において定めた設計の指針および骨格となる施設配置等の概略設計に基づき、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面から詳細の検討を行い、工事費の積算及び工事の施工において内容が十分に把握できる設計図書の作成を行うものとする。

また、次の照査を行う。

- ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ② 設計方法や設計手段の妥当性の照査
- ③ 成果品の内容の適正照査

ただし、各業務委託の作業内容については別に定める特記仕様書により、本章の内容について一部を変更または省略することがある。また、詳細な内容は監督員との協議により定めること。

(1) 与条件の確認及び調査と照査

基本設計や特記仕様書あるいは監督員から提示された計画内容・背景等を充分に把握し、与条件の照合・確認をし、設計に反映するとともに、各作業の照査を行う。また、必要に応じて、対象施設に関する資料収集等を行う。

- ア 与条件や基本設計等の把握と整理
- イ 各種設計条件や設計基準の確認
- ウ 関連機関との調整内容の確認
- エ 設計対象地を中心に現地細部確認調査  
(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)

(2) 実施設計の検討及び照査

材料の選定や必要に応じて「第5条 設計内容の検討及び確認」に定めるチェックシート等を活用すること。

- ア 基本設計内容の整合性確認
- イ 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ウ 安全性・機能性に関する検討と設定
- エ 施工性・市場性に関する検討と設定
- オ 維持管理性に関する検討と設定
- カ 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定
- キ 目標工事費との調整

### (3) 実施設計図の作成及び照査

監督員との協議の中で決定した内容で、工事を実施するために必要な各図面、計算書、仕様書等をまとめるとともに、各作業の照査を行う。

- ア 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- イ 割付平面図の作成
- ウ 造成平面図の作成
- エ 施設平面図の作成
- オ 植栽平面図の作成
- カ 供給処理設備平面図の作成（各種協議申請が可能なもの）
- キ 撤去平面図の作成
- ク 造成断面図、排水縦断図等の作成
- ケ 各種施設の構造図の作成

### (4) 数量計算及び照査

設計書作成のために必要な、数量総括表、数量計算書の作成を行うとともに、各作業の照査を行う。図面及び仕様書に基づき、土工、各構造物、仮設等、個々に数量を算出する構造物の構造計算、設備等の容量計算等を行う場合は、監督員に計算方法の承諾を得てから行う。

また、各工種の並びについては、「第17条 準拠すべき図書等」第1項の「(6)公園緑地工事工種体系ツリー図」を参考に作成すること。

- ア 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- イ 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

## 第5章 設計細則（施設更新等に伴う図面作成）

### 第13条 作業内容

長寿命化、市民要望あるいはバリアフリー、その他の理由により、施設更新や設置を行う場合、特記仕様書で示された設計の概要及び監督員との設計協議に基づき、工事発注用の図面及び数量表等の作成を行うもの。なお、図面作成にあたっては、充分な現地調査を行うこと。現地調査において、問題点や協議すべき事項が発生した場合、監督員へ報告しなくてはならない。

#### （1）公園機能適正度調査

公園の適切な利用促進や将来に亘る機能の保持という観点から、対象となる公園を公園敷地内だけでなく周辺の状況も考慮し、適切な機能を果たしているか否かについて検証するもの。

#### （2）バリアフリー化調査

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行令における「特定公園施設」について、同法による「移動円滑化基準」に基づいた調査判定を行うもの。

#### （3）図面作成

予定工事の内容により、以下のア～ウの3つに区分する。これらの区分については特記仕様書による。作成する図面は工事内容に応じて必要となる平面図、撤去平面図及び詳細図（メーカー標準図等）とする。これらの図面以外に新規図面を作成する必要がある場合は、エ 追加作成とする。

- ア 図面作成Ⅰ : 単体の施設の新設あるいは更新のみを予定している場合
- イ 図面作成Ⅱ : 施設間の取り合いが必要な場合、延長もの等の更新の場合
- ウ 図面作成Ⅲ : 広場の改良を含めて、面的な工事を行う場合
- エ 追加作成 : 上記ア～ウの作業範囲を超えて、新規図面を作成する場合

#### （4）数量計算

「第12条 作業内容」の「（4）数量計算及び照査」による。

#### （5）設計計算・確認（照査）

図面作成に伴い必要となる手計算で可能な簡易な安定計算・応力計算、また必要となる項目の確認（照査）を行う。また、材料の選定や必要に応じて「第5条 設計内容の検討及び確認」にあるチェックシート等を活用すること。

## 第6章 必要に応じて計上する作業

### 第14条 区分

各設計区分に係らず、必要に応じて計上を行う業務を以下に定める。なお、各作業の有無、開催回数等は特記仕様書による。なお、受託者の準備不足による開催回数の増加については契約変更の対象とはしないものとする。

#### (1) ワークショップの開催

公園の計画を進める上で、市民、専門家、行政等の共同作業を通して、参加者からアイディアを引き出すものであり、進め方については地域の特性や参加者の意見を踏まえ、その公園に最適な手法を監督員と協議の上、選択する。

- ア ワークショップ全体の計画の企画立案と調整
- イ ワークショップ開催・募集案内チラシ等の作成
- ウ 当日資料やツールの作成と確認
- エ ワークショップの実施
- オ ワークショップ開催後の資料ニュース等の整理と作成
- カ 上記イとオのチラシやニュース等の配布
- キ 住民意見の整理（議事録）と計画設計への反映事項の整理と確認

#### (2) 住民説明会の開催補助

作成した計画に対して、住民の意見を聞いて同意を求めるために行うもの。設計のどの段階で行うのかは監督員との協議の上、決定する。

- ア 当日資料やツールの作成と確認
- イ 住民説明会の実施補助
- ウ 住民意見の整理（議事録）と計画設計への反映事項の整理と確認

#### (3) 関連機関との協議用資料作成

雨水貯留、バリアフリー等の関連機関との協議用資料の作成を行う。協議対象組織1機関を対象とし、対象組織毎に計上する。具体的な協議・事務手続き・調整作業は、監督員の補助業務とする。

#### (4) 鳥瞰図又は透視図の作成に係る標準作業

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成をする。仕上げ図のサイズ等は特記仕様書あるいは監督員との協議による。

- ・鳥瞰図（A1一枚）または透視図（A2二枚）
- ・鳥瞰図（A2一枚）または透視図（A3二枚）
- ・鳥瞰図（A3一枚）または透視図（A4二枚）

## 第7章 成果品の提出

### 第15条 成果品の提出

受託者は、以下のように成果品を作成・提出をするものとする。ただし、作業内容及び監督員との協議によりその一部を変更または省略することができる。なお、実施設計及び図面作成のCAD図面については、公園平面図CAD製図・レイヤ規定（案）（横浜市みどり環境局）に基づき、作成すること。

また、土木設計業務共通仕様書（横浜市）「検査」に定められている設計業務等管理状況（成果品となる図面ができるまでの経緯をまとめたもの）についても提出を行うとともに、照査を行った結果についても提出を行うこと。

#### 【基本設計】

- (1) 基本設計平面図  
(関係者説明用資料として用いることができるもの。移動等円滑化経路の設定も含む)
- (2) 主要断面図
- (3) 主要施設の構造イメージ図
- (4) 植栽平面図
- (5) 給水系統図及び容量計算書  
(関連機関との協議用資料として用いることができるもの)
- (6) 排水系統図及び流量計算書  
(関連機関との協議用資料として用いることができるもの)
- (7) 電気系統図及び容量計算書  
(関連機関との協議用資料として用いることができるもの)
- (8) 造成計画図
- (9) 運土計画図
- (10) 工法比較検討資料（法面工・擁壁工・カルバート工など）
- (11) 概算工事費算出資料
- (12) 基本設計説明書
- (13) 公園バリアフリー基準適合チェックシート
- (14) 照査結果関係書類

#### 【実施設計、図面作成】

- (1) 数量総括表
- (2) 数量計算書
- (3) 数量算出根拠図
- (4) 作業土工集計表
- (5) 構造計算書
- (6) 設備関係容量計算書
- (7) 実施設計図
- (8) 特殊な資材・工法等に関するカタログ等の説明資料
- (9) 工事費算定資料（見積り集計表等）
- (10) 公園バリアフリー基準適合チェックシート
- (11) 遊具選定チェックシート
- (12) 照査結果関係書類

## 第16条 実施設計図書の分割

受託者は、特記仕様書等で定める場合は、監督員の指示により、「第15条 成果品の提出」の図書を工事ごとに分割して作成すること。

## 第8章 準拠すべき図書等

### 第17条 準拠すべき図書等

受託者は、業務に当たり、下記に挙げる図書に準拠して行う。また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること

(1) 公園緑地設計指針	(横浜市みどり環境局)
(2) 公園緑地施設標準図集	(横浜市みどり環境局)
(3) 横浜市排水設備要覧	(横浜市下水道河川局)
(4) 雨水浸透施設設置基準	(横浜市下水道河川局)
(5) 公園緑地整備工事数量算出要領	(横浜市みどり環境局)
(6) 公園緑地工事工種体系ツリー図	(横浜市みどり環境局)
(7) 給水装置工事設計・施工指針	(横浜市水道局)
(8) 土木工事標準積算基準書（土木工事編Ⅰ・Ⅱ）	(横浜市)
(9) 横浜市土木工事共通仕様書	(横浜市)
(10) 都市公園技術標準	(国土交通省)
(11) 都市公園技術標準解説書	((一社)日本公園緑地協会)
(12) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	(国土交通省)
(13) 福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	(横浜市健康福祉局)
(14) ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	((一社)日本公園緑地協会)
(15) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針	(国土交通省)
(16) 遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024	((一社)日本公園施設業協会)